

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている 茶業等に係る緊急の支援等に関する法律案（概要）

一 趣旨（第1条）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が茶業及びお茶の文化の振興に資する活動に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、茶業を行う者によるお茶の生産の方式の改善のための取組等及びお茶の文化の振興に資する活動を行う者による新型コロナウイルス感染症の感染の防止のための取組に対する緊急の支援等に関し必要な事項を定めるものとする。

二 定義（第2条）

「茶業」とは、お茶の生産、加工又は販売の事業をいうこと。

三 国が講ずる措置

国は、以下の措置を講ずるものとする。

1 茶業を行う者に対する支援（第3条）

- (1) 茶業を行う者による以下の取組を支援するため必要な財政上の措置等
 - ① お茶の生産の方式の改善のための取組
 - ② 新たな販売の方式の導入、国内外の市場の開拓、お茶の健康の保持増進の効果に関する情報の消費者への提供その他のお茶の販売の促進のための取組
- (2) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により茶業に係る収入が減少したお茶の生産者であって生産の方式を改善してお茶の生産活動を継続するものによる当該生産活動の継続的な実施を支援するため必要な財政上の措置等

2 お茶の文化の振興に資する活動を行う者に対する支援（第4条）

お茶の文化の振興に資する活動を行う者による当該活動における新型コロナウイルス感染症の感染の防止のための取組を支援するため必要な財政上の措置等

3 調査研究の推進（第5条）

お茶と新型コロナウイルス感染症の予防との関連性に関する調査研究の推進

四 施行期日等

1 施行期日（附則第1項）

この法律は、公布の日から施行すること。

2 法律の失効（附則第2項）

この法律は、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失うこと。